

令和4年第1回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

令和4年1月14日（金曜日）

議事日程第1号

令和4年1月14日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

- | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|-----|
| 1番 | 利根川 | 正君 | 2番 | 阿部 | 裕和君 |
| 3番 | 横山 | 人美君 | 4番 | 新保 | 峰孝君 |
| 5番 | 松尾 | 徹郎君 | 6番 | 伊藤 | 麗君 |
| 7番 | 田原 | 洋子君 | 8番 | 渡辺 | 栄一君 |
| 9番 | 加藤 | 康太郎君 | 10番 | 東野 | 恭行君 |
| 11番 | 保坂 | 悟君 | 12番 | 田中 | 立一君 |
| 13番 | 和泉 | 克彦君 | 14番 | 宮島 | 宏君 |
| 15番 | 中村 | 実君 | 16番 | 近藤 | 新二君 |
| 17番 | 古畑 | 浩一君 | 18番 | 田原 | 実君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	井川	賢一	君				
総	務	部	長	五十嵐	久英	市	民	部	長	渡辺	成剛	君		
産	業	部	長	斉藤	喜代志	財	政	課	長	山口	和美	君		
市	民	課	長	川合	三喜八	福	祉	事	務	所	長	嶋田	猛	君
消	防	長	小林	正広	君	教	育	長	鶴本	修一	君			
教	育	次	長	磯野	茂	君								

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖	君	次	長	松村	伸一	君
主	査	川原	卓巳	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第1回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、阿部裕和議員、12番、田中立一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る1月7日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る1月7日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、本臨時会に提出されます議案は、議案第1号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（10号）の1件であります。

また、会期及び日程につきましては、本日1日限りとし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営については、音響設備の改修について、議場のスピーカーとデジタル化対応のカメラ整備の入札結果について、事務局より、スピーカー契約が、契約金額が95万7,000円、落札率85.2%、カメラが、契約金額275万円、落札率73.3%となり、合計で、予算に対し、53万3,000円の減額となったとの説明を受け、了承しております。

また、2月1日に予定している市議会議員研修会開催の可否については、新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、依頼している講師が東京、大阪の大学に籍を置き、幅広く活動していることを考慮し、リモートによる方法等について、依頼先と協議の上、中止を含め、開催方法につきまして、正副議長に一任することとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはございません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第1回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、住民税非課税世帯への10万円給付に係る補正予算について、ご審議をいただきたいものでありますが、この機会に2点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、安心メール等でお知らせいたしているとおおり、今月に入って、昨日までで39例、通算で97件の感染者が確認されました。このうち市の職員につきましては、2名の感染者が確認されております。また本日、新たに総務課職員1名の感染を確認しております。

これらを受けて、市では、分散勤務を実施するとともに、消防出初め式の中止や地域医療フォーラムの延期、今すぐU t a g e（宴）キャンペーンの新規受付の一時停止などの措置を講じたところであります。

さらに、県に対して無料の検査箇所を市内に設置するよう要望いたしておりましたところ、17日、月曜日から南押上1丁目のカワセミ薬局で、ドライブスルー方式での抗原検査ができることとなりました。

市民の皆様には、改めて感染防止対策の徹底をお願いするとともに、急激な感染拡大が続いていることから、引き続き、関係機関と連携しながら感染拡大防止に努めてまいります。

2点目に、株式会社DONUTS（ドーナツ）との企業立地協定の締結について、ご報告申し上げます。

昨日、株式会社DONUTSと、当市における多様な働き方の推進及び地域経済の活性化に寄与することを目的に、企業立地協定を締結いたしました。

DONUTS社は、2007年に東京都渋谷区に本社を構え、国内外に支社を設置する、現在、急成長中のIT企業で、市が運営する、いといがわテレワークオフィスにおいて、同社が運営する勤怠管理システムを導入したことを契機として、そこに働く人材に関心を寄せていただく中で、当市の進出の運びとなったものであります。

当市が誘致した初めてのIT企業であり、共に多様な働き方の実現を目指すパートナーとして、将来にわたり事業の継続が図られ、産業の振興と雇用の拡大に寄与することを期待するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで、行政報告は終わりました。

日程第4．議案第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第1号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第1号は、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）でありまして、歳入歳出それぞれ5億700万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の追加であります。住民税非課税世帯や収入減少により、住民税が非課税相当とみなされる世帯へ1世帯当たり10万円の支給を行うものであります。

次に、歳入につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業補助金を充当いたします。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

おはようございます。

では最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明させていただきます。

お手元に配付いたしました議案第1号資料、一般会計補正予算（第10号）の概要をご覧ください。

住民税非課税世帯等臨時特別支援事業につきましては、住民税非課税世帯や家計が急変し、収入減少により住民税が非課税相当とみなされる世帯へ、1世帯当たり10万円の支給を行うものになります。

1、支給対象世帯は、①基準日である令和3年12月10日時点において、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯。

②上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯でございます。

なお、米印にありますように、①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみから成る世帯は除かれるものであります。

2、支給時期につきましては、①の住民税非課税世帯は、市から確認書を送付し、その確認書が、市に返送された後に審査を行い、2月中旬以降、随時支給いたします。

②の家計急変世帯は、該当する方から申請いただき、その申請を受付した後に審査を行い、こちらも2月中旬以降、随時支給となります。

3、支給対象世帯数は、見込みでございますが、5,000世帯としております。

4、確認書の発送につきましては、住民税非課税世帯へは、1月下旬に発送を予定しております。

5、申請期限でございますが、①の非課税世帯につきましては、市が確認書を発送した日から3か月たった日、②の家計急変世帯は、令和4年9月30日になります。

6、財源につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金で、国庫補助金、補助率10分の10であります。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

補正額は、5億700万円の追加であります。

初めに、歳出から説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉総務費の72、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、今ほどご説明いたしました臨時特別給付金で5億円、ほか会計年度任用職員報酬やシステム導入委託料などの事務費で、700万円の補正になります。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項2目社会福祉費補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金で、補助率10分の10であります。

続きまして、第2表、繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業に係る翌年度に繰り越す額の金額について、申請期限が令和4年4月以降となりますことから、全体の約3割分の給付金と事務費分を見込みまして、1億5,500万円を繰り越すものでございます。

説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、一般会計補正予算（第10号）について、質問させていただきたいと思います。

本来なら専決で、12月議会ちょっと残念ながら出られなかったんですけど、そこで決められるはずが、この臨時会まで持ち越してきたという話ですね。

さて、この交付対象なんですが、住民税の均等割の非課税である世帯というのは分かるんですが、家計急変世帯というのは、どのぐらいのことを指すんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

おはようございます。

家計急変世帯につきましては、世帯全員が、住民税非課税相当の収入、または所得まで減少した世帯が対象となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この支給対象世帯数、約5,000世帯見込んでるようなんですが、この内訳というのはどういうふうになってますか。今年になってからの急変というのは、考えられているのか。また、今年になってから大変な状態になってますよね。年明け早々、新型コロナ、オミクロンなのかどうなのか、よく分かりませんが、それらも踏まえて大きな騒ぎになっている。その中における所得が減少するというのは、この中には見込まれているのか、併せてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

5,000世帯の内訳ですが、非課税世帯等、①の非課税世帯等、もしくは実際の申告をしていない世帯というのがございます。そういったもので約4,600世帯を見込んでおります。それ以外につきましては、非課税世帯、転入者による増であるとか、家計急変世帯というのをその中に、

5,000世帯の全体の中に含んでいます。

また、急激な収入減少でございますが、国の規定によりますと、令和3年1月以降、家計が急変世帯で任意の1か月当たりの収入、所得額が住民税非課税相当世帯まで減少した世帯が対象となっております。

失礼しました。補足をさせていただきます。

令和3年1月以降、申請のあった月までということでございますので、申請期限が、令和4年9月30日でございますので、それまでの間で任意の1か月が減少した世帯が対象となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今のところ、よく分かったような分からんような、ですが、併せてもう一回ちょっと説明してほしいんだけど、今の内訳の仕方、計算のカウントの仕方、よく頭に入ってこない。具体的には、どういうふうに説明されるのか。基本的に、今減収になった人が対象になるのか、ならないのか。期限いっぱいといえども、どういうことなのか。今の同じ質問です。お聞かせください。

それと、もう一つが申請期限、①の世帯と②の世帯だと申請期限が違うよね。これは税収を基にしているから違うんだということになるのか。そうじゃなくて、手間がかかるから9月30日までなんだよということなのか。①と②の差ね、この辺ちょっとお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

説明が、分かりづらくて申し訳ございません。5,000世帯の中に家計急変世帯等も含まれるといったことで、ご理解いただければと思っております。

あわせて、申請期限の相違でございますが、①の非課税世帯につきましては、あらかじめ市のほうで非課税世帯等が分かっております、対象となり得る世帯ということで、申請期限につきましては、3か月たった日ということで設けさせてもらいたいものであります。

また、②の家計急変世帯につきましては、今後、家計急変が生じることも想定されますので、その者につきましては、申請期限を長めに設けまして、令和4年9月30日としているものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

基本的には、昨今のコロナの影響がひどいよね。特に高齢者に関しましては、通常の掃除ですとか、そういう賄いの片づけだとかで、急場をしのいできたんだけど、それらの仕事もなくなってきたと。そういうのが、今回の国の予算の中で救われるんだろうかという質問が来てるんだけど、あした臨時会だから聞いてみますわということであつたんだけど、そういうときは、何て答えるんだ。

あんた方は、カウントされてませんよと言やあいんですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時22分 休憩〉

〈午前10時22分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

失礼いたしました。例えば高齢者の年金収入でありますと、一例を申し上げますと65歳以上の本人1人のみの収入でございますと、課税の収入になりますが、年金の年額でいいますと148万円以下といった方々が、対象となります。

また、それ以外の方々につきましては、例えば非課税所得の遺族年金をもらわれてる方だとか、また、家計急変世帯によりまして、収入等が減少した方々につきましては、個々のまた、相談等に応じまして、対象となる・ならないにつきましては、それぞれ皆様に丁寧にご説明してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今回は、国の10分の10の、要するに出せば通るだろうと思う議案について質問してしまって悪かったけど、ただ、基本的にコロナの影響に対する救済措置だというふうに捉えた場合に、今回、国はこうするから、市は知りませんよじゃなくて、国の言ったとおりじゃなくて、市長、やっぱり今回の、とにかくこの年明けてからのすさまじさというのは、市長も予想してなかったろうと思うし、私ですら予想もできなかった。多少、人が動くから、それなりの影響はあるんだろうと思うけど、県の新潟市を除く市町村の中でトップになるとは思わないよね。これがオミクロンなのかどうなのか、よく分からないけれど、市長としては、これらに関しては、市民に対する救済措置。

それからもう一つ、斉藤部長、基本的には、飲み屋・宴会場というところから、どんどん客が離れてる。糸魚川市がやっていただいた、U t a g e（宴）キャンペーン、これも年末から非常に評判がよくて、非常に助かったというふうなことを言ってる商売の方もたくさんいらっしゃいます。

ただ、それらが全てキャンセル、うちも今日の朝、キャンセルもらって出てきたんですけども、とんでもない、もう店開いても駄目だというぐらいにひどい状態になってる。これに対して糸魚川としては、今回の国ほうでは企業を救済できないということになると、糸魚川市のほうで独自の救

済策というのは、お考えになられたことないのか、どうなんでしょう。聞くところによると、対策本部までつくられたということなんですが、市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

齊藤産業部長。〔産業部長 齊藤喜代志君登壇〕

○産業部長（齊藤喜代志君）

おはようございます。

お答えさせていただきます。

U t a g e（宴）キャンペーン、非常に評判がよくて、そのかいいもありまして、年末の町の中の人の出というのは、非常によかったんじゃないかなというふうに思っております。残念ながら、今回の、このコロナの市内の感染の拡大の状況を見て、一時休止とさせていただいております。今後、国ほうでも、事業復活支援金というようなものを考えているというふうに情報を得ておりまして、それは、ただ、春ぐらいからになるんじゃないかなというふうに、私ども予想しております。その間、何らかの形で市内のそういった事業のほうには、支援をできるようなことを考えていきたいと、現在、どんなふうにしていけばいいか、そういった辺りを商工観光課が中心になりますが、考えております。決まり次第、また事業周知していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

併せてお答えさせていただきますが、議員ご承知のとおり、国はやはり、国全体を考えながら対応する部分がございますし、県は県の広い範囲で対応している部分があります。そうしますと、やはり動きにそれなりの遅れといたしまししょうか、動くまでの間には、かなりの時間経過がする部分がございます。

そういう中で、市といたしましても、国の動きとか県の動きを見てやるということではなくて、やはり市がやれる、素早い対応というのを考えていきたい。今までもそうでございますが、国がやらない、県がやらない、その間に、じゃあ市がどのことをやるのか。国がやったから、県がやったから、じゃあ市は少し後ろへ下がって様子見しようというようなスタンスで、このコロナ対策の経済対策については考えてまいっておりますし、また、今回、急激なことに対しましては、幾ら素早い動きといたしましても、今回、非常に速い、今この感染拡大になってる部分がございますので、今、齊藤部長が申し上げたとおり、それに対しては、なるべく早急に対応してまいりたいということで検討させてもらっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

齊藤部長に、米田市長に、それぞれ力強いご返事だったと思う。

ところが、米田市長、2年続きなんです。例えば民宿のほうでも、今は、楽々荘さんとか、魚が

しですとか、相次いで店を閉店される、もしくは倒れる。飲食店組合にしてみてもイタリアンレストランが店を閉めるなど、大変な影響がそれぞれに出ています。

もちろん学校教育もそうだ。休み明けとともに、また休みに入るとか、大変だと思いますが、とりあえず今のところ、金融機関がひどい。貸しておいて、また返せ返せってやっています。これで、もたなくなってるのが、旅館組合の糸魚川以外のところにもたくさん出ます。それに形からいくと、現在、糸魚川の観光業界ですが、観光業界を中心に、民宿、旅館に、それから社交飲食業、飲食、食堂といったところが、何とか、市長、担当課等の話の分かる人と話をつないでくれというふうに、私のほうに来てます。昨日聞いた話なんで、分かりました。今日、臨時会でありますので、伝えさせていただきますということで、ぜひその辺の日程もお取りいただきたい。

基本的に、民間はどうすりゃいいか分かりません。もうこれ以上、続くのか続かないのか、続くとしたらやっていけるのかどうか、今回の災害並みだと言うなら、全くそのとおりでいいと思う。言いたくはないけど、災害であるならば、やはり民間と公的な機関は、対等であるべきだと思います。前から言ってくるように、一方では、指定管理で3,000万、一方の民間には10万、20万とか、それでやっていけるわけないんだね。

基本的に災害の受け止め方、それから、業者への救済の仕方、我々、民間は分かっています。商売をやってる以上、市民に甘えるわけにいかない。いつ首をくくっても、致し方ないんだというぐらいのつもりで商売やってる。市長も当然、ご自分で商売やってこられたんだから、そのような気持ちは分かると思う。

ただ、ひど過ぎる。丸々2年間というものは、もう商売に全くなりやしない。いざキャンペーン張る、広告出しても、お客さんが出てきやしない。こういう状態になってきますと、お先は真っ暗だ。これを救済していくということになると、よっぽどの覚悟が必要だと思います。市としては、どの程度やるつもり、覚悟はございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、やはりこの一、二日間ぐらいの状況を見ておきますと、非常にその辺が明確に、特にU t a g e（宴）キャンペーンで今、議員ご指摘いただいたとおり、非常ににぎやかさが戻りつつあるなというのを感じた部分があるわけではありますが、逆にまた、最近の発症数によって、少し、本当に駐車場に車がもうなくなってるという現状を見ますと、非常に以前に増して強さを感じる部分がございます。

そういう中で、やはり地域の産業として、特にコロナの発生で感じておるのは、やはりグローバルな地域経済が必要だということになって、それを自覚したわけがございますので、地域の経済の中においては、やはりそういった事業所がなくなるということは、大変なことだと思っております。企業誘致となかなか一生懸命やっても、なかなか来ない中において、そういうものが感じられるわけがございますので、それをどのようにやっていくかというのは、先ほども申し上げたとおり、担当部署と今、どうすれば我々は支援できるのか、何がどういう形でできるのかというところで、今、

対応させてもらってるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

急変したとしか言いようがない。ましてや、これに対する対応を、あしたやれ、あさってやれなんて、やんちゃなことは言わない。けど、早急なる対応というのは必要だ。また、そうしないと実際にアウトになるお店もたくさんあります。

今のところ、議長、夜の街でも少し熱が出たとか、風邪っぽいで、もう休ませます。コロナが出たという話が結構出てます。その中に、その人と一緒にいたとか、そのパーティーのときに、横にはいなかったけど、同じスペースにいたとかいうだけで、お店が休みのところも結構あります。うちのほうも従業員が、スタッフがそっちのパーティーに出てた人と一緒にいた。出てないけど、出てた人とその後、一緒になったというんで、休んでます。だから、民間とすれば、どれだけでも、皆さんに迷惑かけないようにしようとしてる。だけど、それが余裕があるから、休んでるんだと思われたら困る。本当につらいし、切ない。しかも、それが長年にわたっているということです。もはや預貯金もない、借金も、もう既に手をつけている。

そういう形の中で、今こないだ商工会議所へ行ったら、糸魚川は緩やかな回復基調だと、景気がね。要するにK字型もいいところのサービス業や飲食店は、今どん底だということ、会頭も分かっているんじゃないかと思いますが、それを踏まえて緩やかな基調だと。全部が駄目じゃないだけいい。いいところがあるから、いいと思いますが、やはりそれでも救っていかないと駄目だろうということです。

それから、糸魚川市でも助けてくれたことがあります。タクシーや代行屋も大変苦しい。この辺の現状は、お分かりでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

齊藤産業部長。〔産業部長 齊藤喜代志君登壇〕

○産業部長（齊藤喜代志君）

タクシー代行の現状については、申し訳ございません、私、今手元のほうには資料等はありません。

年末までに向けては、非常に厳しい状態が続いているといったところで、補正の中でも、そういったタクシー業界等への支援というのは展開してきているところであります。年末には、かなり上向きになったというふうな状況は、少し私も利用した中とかで、お話はお伺いしとるんですが、そういうのも、まだ引き続き手当については、支援については考えておりますので、またあの状況を見ながら、追加なり何なりという対応が必要であれば、していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、これでやめますが、やっぱり今回は、国の地方に対する10分の10という大変有利な補償だった。これは、これ進めていくにしろ、現に糸魚川市民で苦しんでいる人々がたくさんいるということ、まずは、低所得の人たちへ、職をなくした人たちをどうするのか。

次に、夜の街といったこうした飲食店、サービス業、から旅行店も、より返しでひどくなってますね。結局は、仕事入らんよりも、キャンセル食らったほうが厳しいんです。1回は皮算用を、捕らぬタヌキの皮算用をしたところが、そう出てきてますので、飲食店も含めてサービス業、旅行業も含めて、捕らぬタヌキの皮算用、もう大変です。悲惨です。かなり怒ってます。私に怒られてもと言ってるんですけど、しょうがない、怒られてます。かなり強い、厳しい口調で怒られてます。タクシー代行業も大変な状態です。来るたびに、お客さんを迎えに来るたびに愚痴をこぼしてます。大変怖い。

私は、議員ではありますが、こうした飲食業を含めて、常にお客さんの最前線に立ってます。

したがって、意見やそこの考え方、よく耳にします。私は、議員として、それを皆さんに伝える。私には何もできない。けど、市長をはじめ、部・課長の皆さんには、それができると思う。こうした言葉を知った中で、ぜひとも動いてほしいと思います。

今日は、補正予算に合わせて、質問させて悪かったと思いますが、以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

今日頂いた資料の2番、古畑議員と同じく2番の支給時期の②です。家計急変世帯についてであります。

今ほど65歳以上、1人の方については、年額148万円以下というふうにあったんですけども、これにつきましては、やはり今コロナ禍で無症状で、蔓延している状況の中で、皆さんは、簡単によく窓口でご相談をと言いますが、やはり分かりやすく、早見表じゃありませんけども、そういったものを周知するなどして、該当するんじゃないかということが一目で分かるような工夫をぜひしていただいて、あと専用の窓口といいますか、本庁、あと2つの事務所等で専用窓口で、プライベートな中身になりますので、そういうところを配慮した中での対応というのをしていただきたいんですけども、その早見表を含めたそういう考え方はいかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

特に②番の家計急変世帯がなかなか分かりにくいというふうな部分かと思っております。それぞれ事業をされてる方々にとりましては、売上げ、収入、また必要経費を差引きました所得、その所得によりまして、課税・非課税等が決まるわけでございますので、そういったもの、分かりやすいような形で周知できるような形で努めていきたいと思っております。

また、両事務所等での専用窓口ということでございますが、今回、受付等に関しましては、両事務所でも対応するような形にしたいと思っておりますし、またそういった相談等につきましても、両事務所、また本庁等で、できるかどうか、そちらにつきましても検討させていただきたいと考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ぜひよろしく願いいたします。

先ほどの古畑議員の話にもあったとおり、今非常に、ちまたでは、今回のコロナの感染も無症状というところで、皆さん非常に不安がっております。質問というよりも、そういう拡大の状況を見ていると、本当にいろんな支援の仕方を市独自でも、ぜひ考えていただきたいと思ひますし、日頃あまり連絡取っておらないような方からも、非常に飲食店業の方ですけども、大変厳しいというお声も聞いております。その辺の実態も踏まえながら、ぜひ支援策というものを市独自で考えていただきたいと思ひます。これは議案と関係ないので、要望にさせていただきますけども、ぜひともよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

○8番（渡辺栄一君）

すみません、ちょっと確認したいんですけども、1番の支給対象世帯で、米印のところで、1番、2番ともに住民税が課税されているものの、扶養親族等のみからなる世帯を除くというふうになっておるんですけど、なかなかちょっと私、イメージが湧かないんですけども、そこら辺ちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

一例で高齢者の独り暮らしといったものを取り上げてみたいと思っております。

高齢者独り暮らしで、その方本人が非課税であれば対象者なんですけど、その方が、例えば遠方に

いるお子さんの税の扶養に入っています。その、遠方にいるお子さんが、住民税を課税されているといった場合には、対象にはならないといった対象となっております。そういった方々が、世帯全員にいと対象にならないということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

○8番（渡辺栄一君）

慣れないので、大変申し訳ございません。

であると、この場合、仮に私の場合に例えた場合、今までおふくろが、遺族年金という形で頂いておまして、私が今度そこへ、世帯主ではないんですけども、住んだ場合、対象にならないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

基準日であります令和3年12月10日現在に、例えば高齢者の非課税の方と、そこに課税者が同居されていた場合には、対象にはならないということでございます。

○8番（渡辺栄一君）

ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午前10時46分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員